

抛出金単価の認可について

2020 年 6 月 23 日
使用済燃料再処理機構

当機構は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下、「法」という。）第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2019 年度の特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の単位数量当たりの抛出金単価（再処理等に係る抛出金単価ならびに再処理関連加工に係る抛出金単価）を運営委員会の議決を経て定め、本日、法第 4 条第 4 項の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けました。

抛出金単価については、昨年度と同様、当機構が再処理等を行う使用済燃料の量及びこれらを元に当機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために、事業が長期に亘るという特殊性を踏まえながら、必要かつ十分な資金の確保、特定実用発電用原子炉設置者間における負担の公平性、長期的に安定した水準の維持という法及び関係省令に規定されている基準を満たすものとして、決定いたしました。

添付資料

[2019 年度の特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の単位数量当たりの抛出金単価](#)

なお、抛出金単価設定の基礎となる再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しについては、昨年 10 月、日本原燃株式会社から再処理等の事業費の提案等を受け、「事業費精査に係る基本方針」に基づいて精査を進めてまいりました。今般、精査が完了したことから、その結果についてもとりまとめております。

参考資料

[再処理等の事業費について](#)

当機構においては、法第 4 条第 5 項の規定に基づき、今般認可を受けた抛出金単価をすみやかに特定実用発電用原子炉設置者に通知するとともに、法第 7 条の規定及び関係法令に基づく同者からの申告及び納付を確実に確認する等、引き続き抛出金に係る業務を適切に実施してまいります。

以 上

＜お問い合わせ窓口＞
使用済燃料再処理機構 総務部
電話：017-763-5910(代表)